

板橋区国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免処理要綱

(平成 22 年 6 月 24 日一部改正)

(平成 31 年 2 月 21 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に 75 歳に到達する者又は 65 歳以上で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった者（以下「旧被扶養者」という。）について、被用者保険の被扶養者であった期間に保険料を賦課されていなかったことに対して、国保被保険者となったことで新たに保険料を負担することとなるため、当該被扶養者であった者について、激変緩和措置として、東京都板橋区国民健康保険条例（昭和 34 年板橋区条例第 22 号。以下「条例」という。）により、後期高齢者医療制度と同様の保険料負担軽減措置を講じるものとする。

(旧被扶養者の要件)

第 2 条 旧被扶養者である被保険者は、条例第 24 条第 1 項第 2 号に該当する者とする。

(減免措置の内容)

第 3 条 条例第 24 条第 1 項第 2 号の規定による旧被扶養者に対する保険料の減免措置の適用は、次のとおりとする。

- (1) 被扶養者に係る所得割額については、所得の状況にかかわらず、当分の間これを免除する。
- (2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、5 割に相当する額を減額する。ただし、条例第 19 条の 2 第 1 号及び第 2 号に該当する世帯に属する旧被扶養者については減額を行わない。
- (3) 旧被扶養者が属する世帯が賦課限度額に達している場合については、限度額超過分を控除する前の保険料額を用いて減額する額を計算するものとする。
- (4) その他、旧被扶養者に係る減免の取り扱いについては、他の条例減免と同様に行うこととする。

(申請・処理等)

第 4 条 旧被扶養者の減免申請・処理等については、次の各号に定めるものとする。

- 1 被扶養者でなくなったことにより資格取得した者
 - (1) 被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度の対象となったことにより、その被扶養者が新たに国民健康保険の被保険者となった場合、被用者保険の保険者が発行する「資格喪失証明書」等によって、被保険者及び被扶養者の資格喪失年月日、生年月日等を確認し、当該新たに国民健康保険の被保険者となった者が旧被扶養者に該当するかを判断する。

- (2) 当該者が旧被扶養者の要件を満たす者である場合には、減免の申請勧奨を行う。
 - (3) 当該被扶養者から減免の申請があった場合、資格発生日以降の保険料額を減免するものとする。
- 2 他区市町村からの転入により資格取得した者
 - (1) 別添の旧被扶養者異動連絡票等により、上記1(1)と同様の判断を行う。
 - (2) 異動連絡票等により、転入前区市町村において条例減免の申請を行っていた旧被扶養者であることが確認できた場合には、それをもって減免の申請があったものとみなし、資格発生日当日から減免を適用する。
 - 3 管理方法
 - (1) 減免申請時において、「旧被扶養者管理簿」を作成する。
 - (2) 区外転出の場合には、旧被扶養者異動連絡票を発行し、転出先の保険者に遅滞なく送付する。
 - (3) 年度繰越時には、「旧被扶養者管理簿」に基づき、再申請を求めず継続して減免を適用する。
 - 4 減免の終了
減免期間が経過した場合、あるいは被扶養者が死亡・他保険へ異動した場合等は減免を終了し、「旧被扶養者管理簿」を閉鎖する。
 - 5 異動連絡票の送付
旧被扶養者が転出する際には、転入先の区市町村に対して速やかに被扶養者異動連絡票を送付し、当該者の減免の取り扱いに対する配慮を依頼する。また、本人への交付が可能な場合においては、転入先の区市町村において、資格取得の手続きを行う際に提示するように確実に案内する。

(決定後の手続)

第5条 区長は、保険料の決定をしたときは、東京都板橋区国民健康保険条例施行規則（平成34年板橋区規則第6号。以下「施行規則」という。）第15条第2項に規定する国民健康保険料減免決定通知書（様式第17号）により、また、条例第19条の2第1号及び第2号に該当する世帯に属する旧被扶養者である場合には、施行規則第15条第2項に規定する国民健康保険料減額免除徴収猶予非該当通知書（様式第18号）により、すみやかに当該納付義務者に通知するものとする。

(減免措置の取消)

第6条 区長は、いつわりの申請、その他不正の行為により保険料の減免措置を受けた者があった場合において、これを発見したときは、直ちにその措置を取消することができるものとする。

この場合、区長は遅滞なくこの旨を当該納付義務者に通知するとともに、減免により徴収を免れた保険料を当該納付義務者から徴収するものとする。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。